**様式第８**

**文書番号**

**令和　　年　　月　　日**

**機 関 名**

**職　　名**

**氏　　名　　　　殿**

 **文部科学大臣**

**令和　　年度研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興**

**（ライフサイエンス研究基盤整備事業））交付決定通知書**

**令和　　年　　月　　日付第　　号で申請のあった標記補助金については、研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興）交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。**

記

**１．補助事業名**

**２．補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった令和　　年度研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興（ライフサイエンス研究基盤整備事業））事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。**

**３．補助事業費額、補助対象経費額及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **大　項　目** | **補助事業費額（円）** | **交付決定額（円）** |
|  | **うち補助対象経費額（円）** |
| **物品費** |  |  |  |
| **人件費・謝金** |  |  |  |
| **旅　　費** |  |  |  |
| **そ　の　他** |  |  |  |
| **管理経費** |  |  |  |
| **合　　　計** |  |  |  |

**４．補助金の確定額は、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費額と補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。**

**５．補助事業は、補助金の交付を受けた年度の３月３１日までに完了しなければならない。**

**６．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び同法施行令（昭和３０年政令第２５５号）並びに研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興）交付要綱（平成２４年１月３１日文部科学大臣決定）及び研究開発施設共用等促進費補助金（ライフサイエンス研究の振興）取扱要領（平成２４年２月１７日研究振興局長決定）に従わなければならない。**

**７．この交付の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、令和　　年　　月　　日までに交付申請取下げ書（様式第９）を文部科学大臣に提出するものとする。**

**８．補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。**

**（１）○○○○○○**

**（２）△△△△△△**

**・**

**・**

**・**

**＜本件連絡先＞**